

東京電力の対応に問題のある事例の和解契約書及び審理経過の公表について

1 事案の特徴

- ① 早期和解成立の必要性が高く、そのための環境が整っていた事案
- ② 申立人には他所での事業再開の意思と能力が十分あり、申立書及び証拠資料が十分に整備されていた。

2 審理経過の特徴

- ① 東京電力の消極的な態度により、申立人の事業の早期再開が妨害されたといえる。
- ② 東京電力は、5つのお約束に掲げている「和解仲介案の尊重」、「迅速な審理に貢献」などの事項を、まったく実行していないといえる。

3 申立人のプロフィール

30歳代の男性（自営業者）及びその家族。第一原発から10km圏内（帰還困難区域となる可能性大）に事業所及び自宅がある。A号事件では、個人事業主として営業損害・財物損害等の賠償を求め、B号事件では、家族とともに、避難費用・精神的損害・財物損害等の賠償を求めた。

4 審理の経過

- 23年9月 申立て（申立書及び証拠資料が十分に整備されていた）
- 23年10月 東京電力の答弁書（全部認否留保）
仲介委員による合議（第1回パネル協議期日）
- 23年11月 仲介委員による合議（第2回パネル協議期日）
仲介委員から東京電力に財物損害についての主張提出を指示
- 23年12月 12月22日 第1回口頭審理期日
東京電力が財物損害の主張を提出しないので、仲介委員から、申立人主張の財物損害のリスト（別紙1参照）を東京電力に交付し、24年1月17日までに財物損害についての主張提出を指示。第2回口頭審理期日を2月1日に指定
- 24年1月 東京電力は、財物損害の主張提出期限を遵守せず、認否留保のまま。
東京電力は、営業損害につき初めての主張（一部認め、一部争う）。
- 24年2月 2月1日 第2回口頭審理期日
仲介委員は、財物損害を含む和解案骨子を口頭で打診
- 24年3月 3月2日 第3回口頭審理期日
仲介委員は、財物損害を含む和解案（別紙2参照）を、回答期限を3月末日として、口頭で双方に提案
3月14日 和解案提示理由書（別紙3参照）を双方に送付
- 24年4月 東京電力は、回答期限（3月末日）を懈怠し、仲介委員からの回答の催促にも応じないまま、ゴールデンウィークに至る。
- 24年5月 申立人から、事業再開のための物件をおさえるため、一部和解でもいいから5月20日までに和解を成立させられないか打診あり。
仲介委員は、5月14日東京電力がその主張書面で認めた金額の範囲内で一部和解案（別紙4参照）を提案し、速やかな回答を指示。
東京電力は、速やかな回答を怠り、5月22日になって、認めていた金額の2分の1の限度で支払う旨の回答
- 24年6月 6月1日 仲介委員が東京電力に対して最後通告（別紙5参照）
6月11日 東京電力が和解受諾（和解成立日は6月26日 別紙6参照）